

「従来型個室」

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	557	4	13	14	6	5	12	320	300	1,231	36,930	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								420	390	1,421	42,630	
	第3段階								820	650	2,069	62,070	
	第4段階								1,150	1,380	3,141	94,230	
要介護2	第1段階	625	4	13	14	6	5	12	320	300	1,299	38,970	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								420	390	1,489	44,670	
	第3段階								820	650	2,149	64,470	
	第4段階								1,150	1,380	3,209	96,270	
要介護3	第1段階	695	4	13	14	6	5	12	320	300	1,369	41,070	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								420	390	1,547	46,410	
	第3段階								820	650	2,207	66,210	
	第4段階								1,150	1,380	3,267	98,010	
要介護4	第1段階	763	4	13	14	6	5	12	320	300	1,437	43,110	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								420	390	1,627	48,810	
	第3段階								820	650	2,287	68,610	
	第4段階								1,150	1,380	3,347	100,410	
要介護5	第1段階	829	4	13	14	6	5	12	320	300	1,503	45,090	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								420	390	1,693	50,790	
	第3段階								820	650	2,353	70,590	
	第4段階								1,150	1,380	3,413	102,390	

「多床室(相部屋)」

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、「施設サービス費」と「居住費」の料金の違いです。

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象							介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	サービス提供体制加算(Ⅲ)	精神科医師療養指導	機能訓練加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	557	4	13	14	6	5	12	0	300	911	27,330	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								370	390	1,371	41,130	
	第3段階								370	650	1,631	48,930	
	第4段階								840	1,380	2,831	84,930	
要介護2	第1段階	625	4	13	14	6	5	12	0	300	979	29,370	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								370	390	1,439	43,170	
	第3段階								370	650	1,699	50,970	
	第4段階								840	1,380	2,899	86,970	
要介護3	第1段階	695	4	13	14	6	5	12	0	300	1,049	31,470	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								370	390	1,509	45,270	
	第3段階								370	650	1,769	53,070	
	第4段階								840	1,380	2,969	89,070	
要介護4	第1段階	763	4	13	14	6	5	12	0	300	1,117	33,510	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								370	390	1,577	47,310	
	第3段階								370	650	1,837	55,110	
	第4段階								840	1,380	3,037	91,110	
要介護5	第1段階	829	4	13	14	6	5	12	0	300	1,183	35,490	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階								370	390	1,643	49,290	
	第3段階								370	650	1,903	57,090	
	第4段階								840	1,380	3,103	93,090	

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。)

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)



看取り介護体制加算Ⅰ	1日につき	療養食加算	
死亡日以前4日以上30日以下	144円	医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合	
死亡日の前日及び前々日	680円	6円/1回につき	
死亡日の当日	1,280円		
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)



※但し、上記に含まれる方も、預貯金が1000万円(配偶者がある場合は2000万円)を超える方は対象外となります。

要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。